

令和8年度（令和9年4月1日採用）

駒ヶ根市職員採用試験受験案内



アルプスがふたつ映えるまち

駒ヶ根市

【募集職種】

上級（大学卒業程度）： 行政事務・土木・建築士・保健師・管理栄養士
中級（短大卒業程度）： 土木・建築士・保育士
社会人（実務経験者）： 土木・建築士

第1次試験日

令和8年 7月5日（日）

テストセンター会場

6月27日から7月5日の間で1日

申込受付期間

令和8年5月18日（月）から 6月19日（金）

「駒ヶ根市のまちづくりに貢献したい!」「駒ヶ根市で活躍したい!」など強い意欲を持つ方のご応募をお待ちしております。

○住所要件はありません。

○総合能力試験（SPI3）を実施し、人物重視型の選考を行います。



駒ヶ根市PRキャラクター
こまかっぱ

駒ヶ根市役所

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

電話番号 0265-83-2111 F A X 0265-83-4348

ホームページ <http://www.city.komagane.nagano.jp>

メールアドレス shokuin@city.komagane.lg.jp

《 採用試験についての問い合わせ先 》

総務部 総務課 職員係 電話 0265-83-2111（内線 213・214）

ご不明な点などお気軽にお問い合わせください。

※ この試験の実施に際して収集した個人情報は、この試験及び採用のために必要な範囲でのみ利用します。

1 受験資格

(1) 試験の区分、資格免許要件、採用予定数

試験区分		年齢・資格免許要件	採用予定数
上級	行政事務	平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で(22歳から30歳)、大学を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業見込みの人又は同程度の学力を有する人	若干名
	土木	平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で(22歳から30歳)、大学の専門課程を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業見込みの人又は同程度の学力を有する人	
	建築士	平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で(22歳から30歳)、大学の専門課程を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業見込みの人又は同程度の学力を有する人	
	保健師	平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で(22歳から30歳)、保健師の免許を有する人又は令和9年3月末までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人	
	管理栄養士	平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で(22歳から30歳)、管理栄養士の免許を有する人又は令和9年3月末までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人	
中級	土木	平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で(20歳から26歳)、短期大学などの専門課程を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業見込みの人又は同程度の学力を有する人 ※大学の卒業者又は卒業見込みの人、これらと同等の資格があると認められる人は中級区分では受験できません。	若干名
	建築士	平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で(20歳から26歳)、短期大学などの専門課程を卒業した人若しくは令和9年3月までに卒業見込みの人又は同程度の学力を有する人 ※大学の卒業者又は卒業見込みの人、これらと同等の資格があると認められる人は中級区分では受験できません。	
	保育士	平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で(20歳から26歳)、保育士若しくは幼稚園教諭の資格を有する人又は令和9年3月末までに同資格を取得する見込みの人	
社会人	土木	昭和62年4月2日以降に生まれた人で(40歳まで)、令和8年6月1日現在において民間企業などにおける土木職としての実務経験*を3年以上有し、これを証明できる人	若干名
	建築士	昭和62年4月2日以降に生まれた人で(40歳まで)、令和8年6月1日現在において民間企業などにおける建築職としての実務経験*を3年以上有し、これを証明できる人	

※短期のアルバイト(フルタイム勤務者を除く)、パートタイマー、週30時間未満の短時間勤務は、実務経験に含めることはできません。育児休業期間は、実務経験に含めることはできません。(産前産後休業期間は、実務経験に含めることができます。)

(2) 住所要件

住所要件はありません。(採用後に駒ヶ根市内に居住することが望ましい。)

(3) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人(以下はその内容です。)
 - ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 駒ヶ根市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 申込方法等

(1) 申込方法

郵送又は市役所総務課窓口へ持参

(2) 受付期間

令和8年5月18日(月)～6月19日(金)まで(消印有効)

(3) 提出書類

①駒ヶ根市職員採用試験申込書(必ず受験者本人が自筆してください。)

※申込書記載内容の確認のため、連絡を差し上げる場合がありますので電話番号は正確に記載してください。

②最終学校の学業成績証明書(試験区分が社会人の場合は不要です。)

③最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書(既卒業者は、卒業証書の写しでも可)

④資格免許証等の写し(すでに資格・免許を有している人のみ提出してください。)

⑤最終合格後に提出を求める書類(※試験区分が社会人の場合のみ)

前歴(職務暦)証明書又はこれに相当するもの

(必要な実務経験について、勤務先が証明した書類又は同等に証明できる公的書類等の提示。実務経験の証明ができない場合は、採用を取り消すことがあります。)

(4) 書類送付先

駒ヶ根市役所 総務課 職員係(〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1)

(5) 受験票の交付 申込書受付後、随時ご本人あてに郵送します。

受験票が6月26日(金)までにお手元に届かない場合は、必ずお問い合わせください。

※受験票は、試験当日に必ず持参してください。

(6) 応募書類の取得

①ホームページからの取得

駒ヶ根市ホームページ(<http://www.city.komagane.nagano.jp/>)からダウンロードしてください。(印刷用紙は、普通紙：A4サイズを使用してください。)

②窓口での受取り

駒ヶ根市役所総務課、中沢支所、東伊那支所の各窓口

③郵送による取得

受験申込書の送付を希望する方は、市役所総務課職員係へご連絡ください。

3 試験の方法、内容、日時など

(1) 第一次試験

試験内容 総合能力試験※(全区分共通、110分程度)

※大学卒業程度のSPI3(文章の意味の理解力、論理的思考力)及び適性検査

日時 (1)駒ヶ根市役所会場 令和8年7月5日(日)

(2)テストセンター会場 令和8年6月27日(土)から7月5日(日)の間で1日

合格発表 7月中旬

※テストセンター会場の予約(テストセンター会場受験者)

申込受付期間終了後、テストセンター会場での受験を希望された方へ、会場予約に必要な受験案内メールを、申込書記載のメールアドレスへ送付します。メールの案内に従って会場での受験をお願いします。

(2) 第二次試験

試験内容 作文、集団討論、個別面接試験(詳細は、第一次試験合格者に別途通知します。)

日時 令和8年8月23日(日)(予定)

試験会場 駒ヶ根市役所

合格発表 8月下旬

(3) 第三次試験

試験内容 個別面接試験（詳細は、第二次試験合格者に別途通知します。）
日 時 令和 8 年 9 月 6 日（日）（予定）
試験会場 駒ヶ根市役所
合格発表 9 月中旬（予定）

(4) 合格者の発表

各試験の結果については、受験者全員に文書で通知します。（電話照会にはお答えできません。）
第三次試験の結果に基づいて最終合格者を決定し、9月中旬頃に合格者に対し直接通知します。

(5) 最終合格から採用まで

- ①資格免許が必要な職種にあっては、当該資格免許が取得できない場合は、採用できません。
- ②採用は、令和 9 年 4 月 1 日の予定です。なお、この採用は法律の規定に基づく条件付採用であり、6 ヶ月の条件付採用期間を経て正式採用となります。この 6 ヶ月の間に公務員として適格でないと判断された場合は、正式任用とならない場合があります。
- ③受験申込書記載内容等に虚偽があった場合は、採用される資格を失うことがあります。
- ④令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 7 項に掲げる特定性犯罪の前科の有無を採用選考過程において確認します。採用までの間において特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用しないことがあります。また、採用後に特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、異動その他の措置を取ること、他の方法を取ることができない場合は分限又は懲戒の対象になることがあります。

4 勤務条件

(1) 給与

大学・短期大学等を卒業後、直ちに採用された場合の給料月額、次のとおりです。なお、社会人、大学院等の経歴のある人は、規定によって考慮し、これより高い初任給となるよう調整されます。（採用時まで、給与改定等があった場合はそれによります。）

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

初任給月額 （現行制度）	上級〔大学卒〕 232,000円 中級〔短大卒〕 216,500円	昇給は、毎年 1 回行われます。
その他手当	通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当など規定により支給	

(2) 休暇・休業

年次休暇、特別休暇（夏季・結婚等）、療養休暇、介護・育児休業制度などがあります。
勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（1 日の勤務時間は、7 時間 45 分）
その他 その他の勤務条件等については、条例で定められています。

〈参考〉駒ヶ根市職員採用試験実施状況

試験	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	受験者	合格者	倍率	受験者	合格者	倍率	受験者	合格者	倍率
行政事務	30	13	2.3	18	4	4.5	14	4	3.5
土木	3	2	1.5	2	1	2.0	0	0	0.0
保健師	4	2	2.0	7	3	2.3	3	2	1.5
保育士	12	4	3.0	11	6	1.8	3	1	3.0

※実績は、上級・中級・初級試験及び社会人試験の受験者、合格者数の合計人数です。